

市長及び副市長の退職手当の支給割合の改定について

平成 27 年 9 月 24 日

総 務 部

1 概要

一般職の職員の退職手当の見直しの状況等を勘案し、市長及び副市長の退職手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改定の内容

区 分	退職手当の額	改定案
市 長	給料月額×在職月数×70/100	給料月額×在職月数×58/100
副市長	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×33/100

3 条例の改正

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する。